

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（くちぞこ刺し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 4 年（2022 年）7 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可を すべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記 1 のとおり	2 月 1 日から 7 月 31 日まで 及び 10 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	20 隻	1 上天草市大矢野町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記 1 のとおり	2 月 1 日から 7 月 31 日まで 及び 10 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 上天草市松島町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記 1 のとおり	2 月 1 日から 7 月 31 日まで 及び 10 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市有明町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記 2 のとおり	3 月 15 日から 8 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市大矢野町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可を すべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記3のとおり	3月15日から 8月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	15隻	1 上天草市大矢野町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記4のとおり	3月15日から 8月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8隻	1 上天草市龍ヶ岳町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記5のとおり	3月15日から 8月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 上天草市龍ヶ岳町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記6のとおり	3月15日から 8月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	8隻	1 上天草市姫戸町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記7のとおり	3月15日から 8月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	18隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式 刺し網漁業	くちぞこ 刺し網漁業	別記8のとおり	3月15日から 8月31日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	21隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年(2022年)8月3日から令和4年(2022年)8月16日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和4年(2022年)9月1日から令和7年(2025年)8月31日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 操業区域が「別記1のとおり」の許可又は起業の認可

(ア) 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

(イ) 同時に使用する網具の全長は、1,500メートルを超えてはならない。

(ウ) 網目の大きさは、6センチメートル以上、10センチメートル以下でなければならない。

(エ) 網丈は、2.5メートルを超えてはならない。

(オ) 午前8時から午後3時まで操業してはならない。

イ 操業区域が「別記1のとおり」以外の許可又は起業の認可

(ア) 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

(イ) 同時に使用する網具の全長は、1,500メートルを超えてはならない。

(ウ) 網目の大きさは、6センチメートル以上、10センチメートル以下でなければならない。

(エ) 網丈は、2.5メートルを超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は平成25年(2013年)9月1日に免許されたものとする。

別記1

操業区域

天草有明海 天草市有明町須子神崎鼻と長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線以東の海域。ただし共同漁業権漁場内を除く。

別記2

操業区域

1 不知火海。ただし、2以外の共同漁業権漁場内を除く。

2 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点5を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

基点1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）中と同町上との境界点

基点2 熊本県漁場基点天第84号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杵島北西端）

基点3 熊本県漁場基点天第64号（松島町船人島北端）

基点4 熊本県漁場基点天第54号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点5 大矢野町中と同町登立との境界点

ア 基点1から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上基点1から4,500メートルのところ

イ 基点2と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ353度50分、1,100メートルのところ

ウ 基点2と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点2を基点として右へ352度30分、720メートルのところ

エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点

オ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

カ 基点3から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ

キ 基点3から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ

ク 基点4から松島町船人島北端を見通した線上、基点4から900メートルのところ

ケ 大矢野町笹島西端と同町長砂連東端を結ぶ線の中央点

コ 大矢野町横島北端より真方位90度、180メートルのところ

サ 大矢野町維和禿島西端より真方位270度、180メートルのところ

シ 基点5から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点5から540メートルのところ

別記3

操業区域

1 不知火海。ただし2以外の共同漁業権漁場内を除く。

2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

- 基点1 熊本県漁場基点火第5号(宇城市三角町(以下、「三角町」という。)戸馳大崎の鼻)
- 基点2 熊本県漁場基点天第41号(上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という。)大瀉塔ノ崎東端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第54号(大矢野町上大戸ノ鼻南端)
- 基点4 熊本県漁場基点火第7号(三角町戸馳島灯台)
- ア 基点1と三角町寺島灯標を見通した線から基点1を基点として右へ292度40分、181メートルのところ
- イ 基点2と三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ63度29分、720メートルのところ
- ウ 大矢野町維和禿島西端より真方位270度、180メートルのところ
- エ 大矢野町横島北端より真方位90度、180メートルのところ
- オ 大矢野町笹島西端と大矢野町長砂連東端を結ぶ線の中央点
- カ 基点3から上天草市松島町(以下、「松島町」という。)船人島北端を見通した線上、基点3から900メートルのところ
- キ 基点3から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点3から720メートルのところ
- ク 基点3と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点3を基点として右へ344度20分、540メートルのところ
- ケ 基点3と八代市小築島北東端を見通した線から基点3を基点として右へ8度14分、900メートルのところ
- コ 基点4と八代市弁天島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ5度30分、1,230メートルのところ
- サ 基点4と弁天島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ2度32分、663メートルのところ
- シ 基点4と弁天島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ65度32分、181メートルのところ

別記4

操業区域

- 1 不知火海。ただし、ただし2以外の共同漁業権漁場内を除く。
 - 2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
- 基点1 熊本県漁場基点天第242号(上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)と市姫戸町(以下、「姫戸町」という。)との海岸線における境界)
- 基点2 熊本県漁場基点天第233号(龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第236号(龍ヶ岳町樋島南端)
- 基点4 熊本県漁場基点天第239号(龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端)
- ア 基点2と天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ254度25分、3,928メートルのところ
- イ 基点3と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ325度8分、1,500メートルのところ
- ウ 基点3と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ27度5分、1,500メートルのところ
- エ 基点4と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点4を基点として右へ10度8分、1,100メートルのところ

- オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ
- カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ
- キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ
- ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ
- ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ
- コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ
- サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ
- シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記 5

操業区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内樋島地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端）

ア 基点 2 と天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記6

操業区域

- 1 不知火海。ただし2以外の共同漁業権漁場内を除く。
 - 2 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点3を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
- 基点1 熊本県漁場基点天第242号（上天草市龍ヶ岳町と上天草市姫戸町との海岸線における境界）
- 基点2 熊本県漁場基点天第248号（上天草市姫戸町舟揚島東端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第249号（上天草市姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）
- ア 基点1と上天草市姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ
- イ 上天草市龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から1,000メートルのところ
- ウ 基点2と八代市黒島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度、1,800メートルのところ
- エ 基点3から八代市黒島山頂を見通した線上、基点3から2,400メートルのところ

別記7

操業区域

- 1 不知火海。ただし2以外の共同漁業権漁場内を除く。
 - 2 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点11を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
- 基点1 熊本県漁場基点第265号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川川口中央）
- 基点2 熊本県漁場基点第410号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）
- 基点3 熊本県漁場基点第263号（御所浦町ノサバ崎南西端）
- 基点4 熊本県漁場基点第219の1号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）ダテク島南端）
- 基点5 熊本県漁場基点第222号（御所浦町困窮島北端）
- 基点6 熊本県漁場基点第230号（御所浦町猿子島北西端）
- 基点7 熊本県漁場基点第229号（龍ヶ岳町横島南端）
- 基点8 熊本県漁場基点第231号（御所浦町横浦島北端）
- 基点9 熊本県漁場基点第228号（龍ヶ岳町横島北端）
- 基点10 熊本県漁場基点第233号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）
- 基点11 御所浦町大岩
- ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ
- イ 基点2と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ201度15分、2,565メートルのところ
- ウ 基点2と獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度、1,100メートルのところ

- エ 基点3と獅子島木崎鼻を見通した線から基点3を基点として右へ339度23分、1,100メートルのところ
- オ 鹿児島県出水郡長島町ダグイ崎の突端から116度、3,350メートルのところ
- カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から720メートルのところ
- キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という。）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から1,100メートルのところ
- ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から1,100メートルのところ
- ケ 基点4から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点4から1,100メートルのところ
- コ 基点4から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点4から220メートルのところ
- サ 基点4と大通越鼻を見通した線から基点4を基点として右へ296度3分、310メートルのところ
- シ 基点5から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点5から270メートルのところ
- ス 基点5から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点5から180メートルのところ
- セ 基点6と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点6を基点として右へ4度23分、450メートルのところ
- ソ 基点7から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点7から900メートルのところ
- タ 基点8と基点9を見通した線から基点8を基点として右へ354度30分、360メートルのところ
- チ 基点10と基点8を見通した線から基点10を基点として右へ354度3分、270メートルのところ
- ツ 基点10と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点10を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ
- テ 基点11から真方位0度（真北）、460メートルのところ

別記8

操業区域

- 1 不知火海。ただし2以外の共同漁業権漁場内を除く。
 - 2 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点4を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。
- 基点1 熊本県漁場基点天第265号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）
- 基点2 熊本県漁場基点天第266号（御所浦町嵐口崎北端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第233号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）唐網代鼻南端）
- 基点4 御所浦町大岩
- ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ
- イ 基点2と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点2を基点として右へ20度11分、1,600メートルのところ
- ウ 基点2から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点2から1,600メートルのところ
- エ 基点2と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点2を基点として右へ5度15分、2,370メートルのところ
- オ 基点3と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点3を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ
- カ 基点4から真方位0度（真北）、460メートルのところ